

施設等における感染症のまん延防止について

1. 令和6年度介護報酬改定における改定事項

① 高齢者施設等における感染症対応力の向上〔高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）〕

- ・ 高齢者施設等については、施設内で感染者が発生した場合に、感染者の対応を行う医療機関との連携の上で施設内で感染者の療養を行うことや、他の入所者等への感染拡大を防止することが求められることから、以下を評価する新たな加算を設けられた。
 - ア 新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する医療機関（協定締結医療機関）との連携体制を構築していること。
 - イ 上記以外の一般的な感染症（※）について、協力医療機関等と感染症発生時における診療等の対応を取り決めるとともに、当該協力医療機関等と連携の上、適切な対応を行っていること。 ※ 新型コロナウイルス感染症を含む。
 - ウ 感染症対策にかかる一定の要件を満たす医療機関等や地域の医師会が定期的に主催する感染対策に関する研修に参加し、助言や指導を受けること。
- ・ また、感染対策に係る一定の要件を満たす医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を受けることを評価する新たな加算も設けられた。

② 施設内療養を行う高齢者施設等への対応〔新興感染症等施設療養費〕

- ・ 新興感染症のパンデミック発生時等において、施設内で感染した高齢者に対して必要な医療やケアを提供する観点や、感染拡大に伴う病床ひっ迫を避ける観点から、必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で感染した高齢者を施設内で療養を行うことを新たに評価。
 - ※現時点において指定されている感染症はなし

③ 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

- ・ 施設系サービス及び居住系サービスについて、利用者及び入所者における新興感染症の発生時等に、感染者の診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築しておくため、感染者の診療等を行う協定締結医療機関と連携し、新興感染症発生時における対応を取り決めるよう努めることとする。
- ・ また、協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、当該協力医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務づける。

④ 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入〔業務継続計画未実施減算〕

- ・ 令和3年度の介護報酬改定等において、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から次の取組が義務づけられたが、3年間の経過措置が終了した。
- ・ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。
 - ※感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画策定を行っている場合、減算の適用はしない（1年間の経過措置）。

2. 施設における感染症の予防及びまん延防止対策

① 感染対策委員会の開催

- ・当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を設置する。
- ・幅広い職種で構成する。例えば施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、栄養士、生活相談員 等
- ・専任の感染症対策を担当する者を決めておく。（担当者は看護師が望ましい。）
- ・おおむね3月に1回以上定期的に開催すると共に、感染症の流行状況により随時開催する。
- ・その結果については、施設職員に周知徹底を図ること。

② 指針の整備

- ・当該施設の実情に即した現実的な「感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための指針」を整備する。
- ・平常時の対策として、施設内の衛生管理、日常のケアにかかる感染対策、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目 等を規定する。
- ・発生時の対応として、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関・保健所・市町村等の関係機関との連携、行政への報告 等を規定する。
- ・発生時の施設内の連携体制や、関係機関への連携体制を整備し明記しておく。

③ 定期的な研修実施

- ・介護職員その他従業者に対し、「感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修」を開催する。
- ・内容は、感染対策の基礎的な知識や、上記②の指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的ケアの励行を行うものとする。
- ・上記②の指針に基づいた研修プログラムを作成し、年2回以上定期的な開催する。また、新規採用時には必ず感染対策研修を実施する。
- ・研修の実施内容については記録する。

④ 厚生労働大臣が定める手順に沿った対応

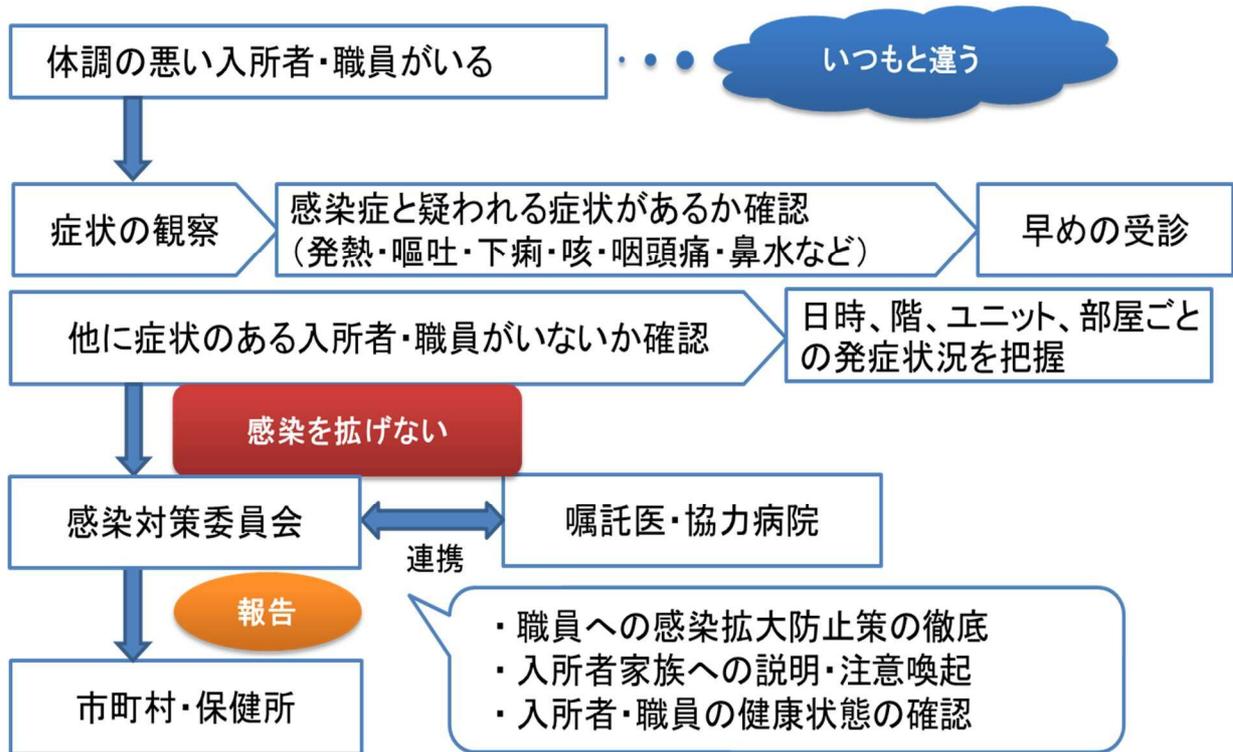
- ・厚生労働大臣が定める感染症または食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成18年3月31日厚生労働省告示第268号）に沿った対応を行うこと。
- ・行政への報告が必要な場合及び報告ルートは「別紙1」のとおり

⑤ 訓練（シミュレーション）の実施

- ・②の指針に定めた感染症及び食中毒の予防およびまん延防止のための対応が行動に起こせるよう訓練を行う。

※山梨県指定介護老人福祉施設に関する基準等を定める条例第三十二条 他

3. 感染症発生時の対応



※参考：高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版（2019年3月厚生労働省）

4. 感染拡大防止のポイント

危機発生時には、的確なリーダーシップとマネジメントが必要

- 職員間の情報共有
- 対応策は職員全員に徹底する
- 確実なチェック機能

施設内にウイルスを持ち込まない

- 職員が初発感染者にならない
- マスク着用・手指消毒等標準予防策の徹底
- 入所時、外泊時の健康観察
- 家族や業者にも注意喚起
- 予防接種

嘔吐物・オムツの処理は確実に

- 全ての吐物、排泄物に感染の可能性があるため、処理者はリスク回避の用心深い行動が必要。

初動の遅れが感染拡大を招く

- 感染対策委員会の開催の遅れ
- 隔離、区分けの遅れ
- 面会、入所制限の遅れ
- 職員体制が薄い年末年始等は要注意

感染症発生予防等に関する情報について下記において閲覧できますのでご活用ください。

【WAM NET 掲示板 県からのお知らせ】感染症対策関係

<https://www.wam.go.jp/wamappl/19YAMANA/19bb01kj.nsf/vWbCategory01?OpenView&Start=20.7>

【山梨県感染症情報センター】やまなし感染症ポータルサイト

<https://www.pref.yamanashi.jp/kansensho/kansensyosenta.html>

【山梨県 業種別感染症対策研修（山梨大学委託事業）に関する情報】

<https://www.pref.yamanashi.jp/kansensho/gyoushubetsu.html>

【厚生労働省 感染症情報】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html

【厚生労働省 介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

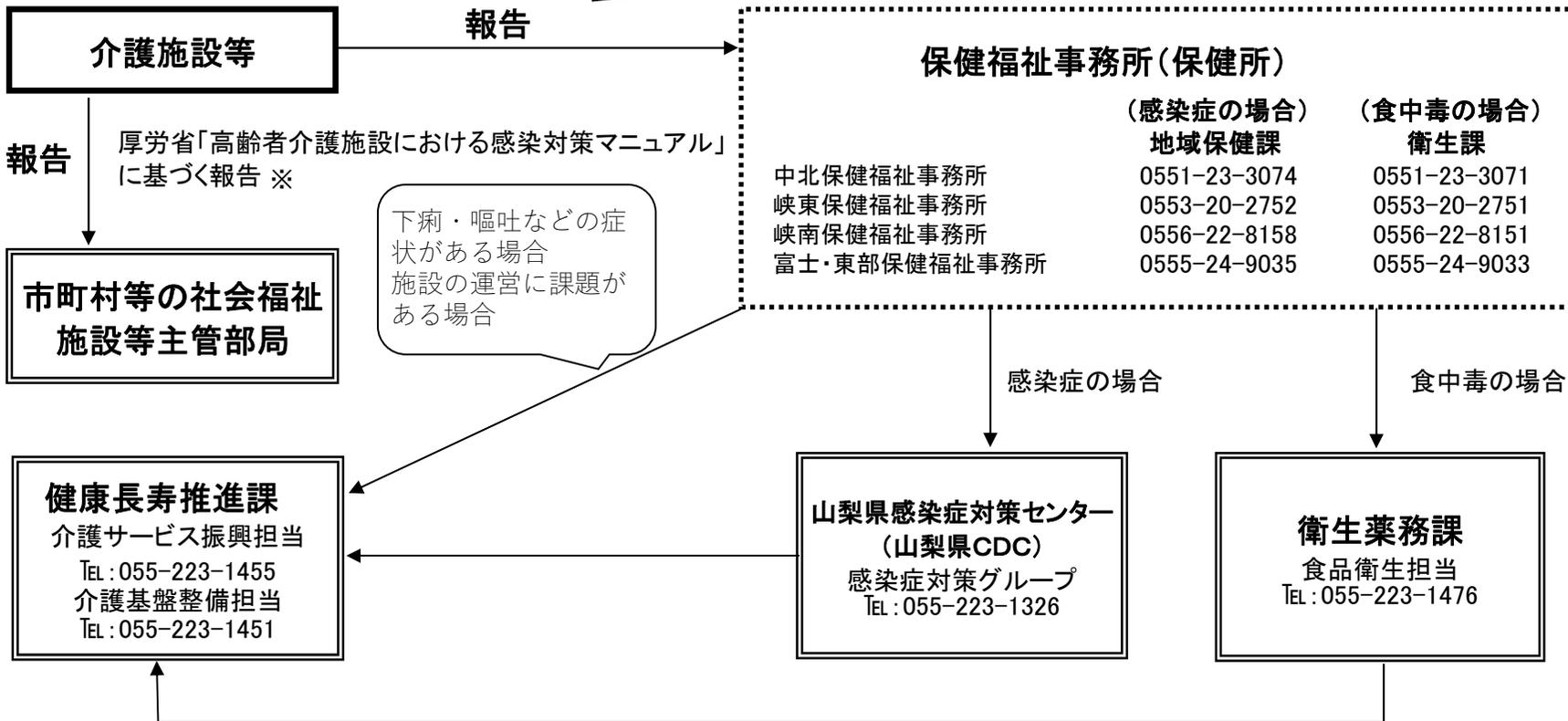
※「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」「介護現場における感染対策の手引き（第3版）」「【第3版】感染対策普及リーフレット」等はこのページからダウンロード可能です。

感染症等発生時の報告について

別紙1

発生時は感染症か食中毒か不明な場合もあるが、介護施設等は保健福祉事務所（保健所）へ連絡する。

感染症又は食中毒の発生



※ 報告が必要な場合

- ア 同一の感染症や食中毒による、又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
- イ 同一の感染症や食中毒の患者、又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

こ成総第18号
こ支総第9号
健発0428第3号
生食発0428第8号
社援発0428第18号
障発0428第1号
老発0428第9号
令和5年4月28日

各 { 都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
保健所政令市市長
特別区区長 } 殿

こども家庭庁成育局長
こども家庭庁支援局長
厚生労働省健康局長
厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
厚生労働省社会・援護局長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」の一部改正について

社会福祉施設等において感染症等が発生した時の報告については、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（平成17年2月22日付け健発第0222002号、薬食発第0222001号、雇児発第0222001号、社援発第0222002号、老発第0222001号厚生労働省健康局長、厚生労働省医薬食品局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長通知）によることとしていますが、今般、当該通知を別添のとおり改正することとしたので、ご了知いただくとともに、関係機関等へ周知いただき、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第44条の2第3項の規定に基づき、厚生労働大臣から、令和5年5月7日をもって同法の新型インフルエンザ等感染症と認められなくなる旨が公表され、これに伴い、同月8日に同法の5類感染症に位置付けられることとなったところです

が、それ以降も、引き続き当該通知における「感染症」には、新型コロナウイルス感染症が含まれる旨申し添えます。

(主な改正箇所は太字下線)

健発第 0222002 号
薬食発第 0222001 号
雇児発第 0222001 号
社援発第 0222002 号
老発第 0222001 号
平成 17 年 2 月 22 日

都道府県知事
指定都市市長
各 中核市市長 殿
保健所政令市市長
特別区区長

厚生労働省健康局長
厚生労働省医薬食品局長
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
厚生労働省社会・援護局長
厚生労働省老健局長

社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について

高齢者、乳幼児、障害者等が集団で生活又は利用する社会福祉施設及び介護老人保健施設等（その範囲は別紙のとおり。以下「社会福祉施設等」という。）においては、感染症等の発生時における迅速で適切な対応が特に求められる。

今般、下記により、社会福祉施設等において衛生管理の強化を図るとともに、市町村等の社会福祉施設等主管部局への報告を求め、併せて保健所へ報告することを求めることとしたので、管内市町村及び管内社会福祉施設等に対して、下記の留意事項の周知徹底を図っていただくようお願いする。

また、下記の取扱いに当たっては、公衆衛生関係法規を遵守しつつ、民生主管部局と衛生主管部局が連携して対応することが重要であることから、関係部局に周知方よろしくお願いする。

記

1. 社会福祉施設等においては、職員が利用者の健康管理上、感染症や食中毒を疑ったときは、速やかに施設長に報告する体制を整えるとともに、施設長は必要な指示を行うこと。
2. 社会福祉施設等の医師及び看護職員は、感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときは、施設内において速やかな対応を行わなければならないこと。
また、社会福祉施設等の医師、看護職員その他の職員は、有症者の状態に応じ、協力病院を始めとする地域の医療機関等との連携を図るなど適切な措置を講ずること。
3. 社会福祉施設等においては、感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときの有症者の状況やそれぞれに講じた措置等を記録すること。
4. 社会福祉施設等の施設長は、次のア、イ又はウの場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部局に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講ずること。
 - ア. 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
 - イ. 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
 - ウ. ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合
5. 4の報告を行った社会福祉施設等においては、その原因の究明に資するため、当該患者の診察医等と連携の上、血液、便、吐物等の検体を確保するよう努めること。
6. 4の報告を受けた保健所においては、必要に応じて感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という）第15条に基づく積極的疫学調査又は食品衛生法（昭和22年法律第233号）第63条に基づく調査若しくは感染症若しくは食中毒のまん

延を防止するために必要な衛生上の指導を行うとともに、都道府県等を通じて、その結果を厚生労働省に報告すること。

7. 4の報告を受けた市町村等の社会福祉施設等主管部局と保健所は、当該社会福祉施設等に関する情報交換を行うこと。
8. 社会福祉施設等においては、日頃から、感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止する観点から、職員の健康管理を徹底し、職員や来訪者の健康状態によっては利用者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、職員及び利用者に対して手洗いやうがいを励行するなど衛生教育の徹底を図ること。また、職員を対象として衛生管理に関する研修を定期的に行うこと。
9. なお、医師が、感染症法又は食品衛生法の届出基準に該当する患者又はその疑いのある者を診断した場合には、これらの法律に基づき保健所等への届出を行う必要があるので、留意すること。

別 紙

対象となる社会福祉施設等

【介護・老人福祉関係施設】

- 養護老人ホーム
- 特別養護老人ホーム
- 軽費老人ホーム
- 老人デイサービス事業を行う事業所、老人デイサービスセンター
- 老人短期入所事業を行う事業所、老人短期入所施設
- 小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所
- 老人福祉センター
- 認知症グループホーム
- 生活支援ハウス
- 有料老人ホーム
- サービス付き高齢者向け住宅
- 介護老人保健施設
- 看護小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所
- 介護医療院

【保護施設】

- 救護施設
- 更生施設
- 授産施設
- 宿所提供施設

【ホームレス関係施設】

- ホームレス自立支援センター
- 緊急一時宿泊施設

【その他施設】

- 社会事業授産施設
- 無料低額宿泊所（日常生活支援住居施設含む）
- 隣保館
- 生活館

【児童・婦人関係施設等】

- 助産施設
- 乳児院
- 母子生活支援施設
- 保育所
- 認定こども園

※ 幼保連携型・幼稚園型については、学校保健安全法第 18 条（保健所との連絡）等の規定にも留意すること。

- 児童厚生施設
- 児童養護施設
- 児童心理治療施設
- 児童自立支援施設
- 児童家庭支援センター
- 児童相談所一時保護所
- 婦人保護施設
- 婦人相談所一時保護所

【障害関係施設】

- 障害福祉サービス事業所（訪問系サービスのみを提供する事業所を除く）
- 障害者支援施設
- 福祉ホーム
- 障害児入所施設
- 児童発達支援センター
- 障害児通所支援事業所
- 身体障害者社会参加支援施設
- 地域活動支援センター
- 盲人ホーム

○厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順

(平成十八年三月三十一日)

(厚生労働省告示第二百六十八号)

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和四十一年厚生省令第十九号)第二十四条第二項第四号、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十九号)第二十七条第二項第四号、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十号)第二十九条第二項第四号、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十一号)第二十八条第二項第四号、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十六号)第二十六条第二項第四号、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)第一百五十一条第二項第四号及び軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成二十年厚生労働省令第七号)第二十六条第二項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順は、次のとおりとする。

厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順

- 一 養護老人ホーム、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設若しくは介護医療院、特別養護老人ホーム、指定地域密着型介護老人福祉施設又は軽費老人ホーム(以下「養護老人ホーム等」という。)の従業者が、入所者、入居者又は入院患者について、感染症又は食中毒の発生を疑ったときは、速やかに管理者又は施設長(以下「管理者等」という。)に報告する体制を整えること。
 - 二 養護老人ホーム等の管理者等は、当該養護老人ホーム等における感染症若しくは食中毒の発生を疑ったとき又は前号の報告を受けたときは、従業者に対して必要な指示を行わなければならないこと。
 - 三 養護老人ホーム等においては、感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止する観点から、従業者の健康管理を徹底し、従業者、来訪者等の健康状態によっては利用者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、従業者及び利用者に対して手洗いやうがいを励行するなど衛生教育の徹底を図ること。
 - 四 養護老人ホーム等(軽費老人ホームを除く。以下この号において同じ。)の医師及び看護職員は、当該養護老人ホーム等内において感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときは、速やかな対応を行わなければならないこと。
 - 五 養護老人ホーム等の管理者等及び医師、看護職員その他の従業者は、感染症若しくは食中毒の患者又はそれらの疑いのある者(以下「有症者等」という。)の状態に応じ、協力病院をはじめとする地域の医療機関等との連携を図ることその他の適切な措置を講じなければならないこと。
 - 六 養護老人ホーム等は、感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときの有症者等の状況及び各有症者等に講じた措置等を記録しなければならないこと。
 - 七 養護老人ホーム等の管理者等は、イからハまでに掲げる場合には、有症者等の人数、症状、対応状況等を市町村及び保健所に迅速に報告するとともに、市町村又は保健所からの指示を求めることその他の措置を講じなければならないこと。
 - イ 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤な患者が一週間内に二名以上発生した場合
 - ロ 同一の有症者等が十名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
 - ハ イ及びロに掲げる場合のほか、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者等が報告を必要と認めた場合
 - 八 前号の報告を行った養護老人ホーム等は、その原因の究明に資するため、当該有症者等を診察する医師等と連携の上、血液、便、吐物等の検体を確保するよう努めなければならないこと。
- 改正文 (平成二〇年五月三〇日厚生労働省告示第三二三号) 抄
平成二十年六月一日から適用する。

附 則 (平成三〇年三月二二日厚生労働省告示第七八号) 抄

- 1 この告示は、平成三十年四月一日から適用する。

感染症関係:管轄保健所への相談様式(施設用)

感染症の対応について相談・確認したい場合、この用紙をご利用ください。

(例)

○利用者や職員が複数新型コロナやインフルエンザに感染した。施設内の隔離等の感染対応はこれでいいだろうか。

()保健所 地域保健課 行き (管轄保健所行き)

* 送信したら電話を御願います。

相談年月日 令和 年 月 日

施設名

氏名

連絡先

基本情報

施設区分	<input type="checkbox"/> 高齢者施設 <input type="checkbox"/> 障害者施設 <input type="checkbox"/> その他
事業所名	
サービス種別	
所在地	
管理者名	
嘱託医(協力医)	
利用者数(入所者数)	
職員数(職種ごと)	職員 人(介護 人、看護 人、その他() 人)

相談したい感染症の現在の対応状況 ※該当するところを記載してください

症状 発熱・咳・下痢・嘔吐・その他()

医療機関の診察を受けている 月 日 医療機関名() 診断名()

現在の感染者数

職員 人

利用者 人

入院している者の有・無 医療機関名()

保健所への相談事項

施設内で複数の下痢・嘔吐を呈する者が出た場合は直ちに管轄保健所に電話で御連絡ください。

次の場合は保健所に報告してください(令和5年4月28日 厚生労働省通知)

①同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合

②同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

③1及び2に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

自主点検表

次の各項目について、該当するものに○印を、また、項目により()内に具体的内容を記入し、点検した項目には、右端の枠内にレ点を付けてください。

点検事項	点検結果(有・無)	レ点
自主点検年月日	令和 年 月 日()	
自主点検者:職氏名		
提供しているサービス名		
【指定介護老人福祉施設基準省令第20条の2】	【基本的な考え方】 入所者の病状急変場合の対応については医師・協力医療機関との連携方法、緊急時の対処方法を定めておかなければならない。	
①医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力機関との連携方法、その他緊急時対応の方法が定められていますか。	・はい ・いいえ	
②①の医師及び協力医療機関の協力を得て1年に1回以上緊急時における対応方法の見直しを行っていますか。	・はい ・いいえ	
③必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行っていますか。	・はい ・いいえ	
【指定介護老人福祉施設基準省令第24条の2】	【基本的な考え方】 ・入所者に対するサービス提供を継続的に行うため業務継続計画(BCP)の策定と研修・訓練を行わなければならない。定期的な見直しと修正を行わなければならない。	
①感染症の発生時において、入所者に対するサービス提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画(BCP)を策定していますか。	・はい ・いいえ	
②従業者に対して業務継続計画(BCP)に周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施していますか。	・はい ・いいえ	
③定期的な業務継続計画(BCP)の見直しを行い、必要に応じて変更していますか。	・はい ・いいえ	
【指定介護老人福祉施設基準省令第27条第1項】	【基本的な考え方】 ・入所者の使用する食器・設備・飲用水について衛生的な管理に努める。医薬品・医療機器の適正な管理を行わなければならない。	
①調理・配膳に伴う衛生は食品衛生法(昭和22年法律第233号)等関係法規に準じて行っていますか。	・はい ・いいえ	
②食器の適正な消毒は、食品衛生法(昭和22年法律第233号)等関係法規に準じて行っていますか。	・はい ・いいえ	
③食中毒及び感染症の発症を防止するための措置等、必要に応じて保健所の助言、指導を求める等、保健所と常に密接な連携のもとで行っていますか。	・はい ・いいえ	
④特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、発生またはまん延防止の措置について別途通知に基づき適切な措置を講じていますか。 ※【社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について(老総発1127第1号 平成24年11月27日)】 ※【社会福祉施設等における食中毒予防の徹底について(社援第104号 平成9年7月9日)】 ※【社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について(社援基発第0725001号 平成15年7月25日)】	○ インフルエンザ対策: ・ はい	
	・ いいえ(改善予定月日:)	
	○ 腸管出血性大腸菌対策: ・ はい	
	・ いいえ(改善予定月日:)	
	○ レジオネラ症対策: ・ はい	
	・ いいえ(改善予定月日:)	

点検事項	点検結果(有・無)	レ点
⑤ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めていますか。	・はい ・いいえ	
⑥ 医薬品・医療機器の適正な管理を行っていますか。	・はい ・いいえ	
【指定介護老人福祉施設基準省令第27条第2項第1号】	【内容】当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	
(具体的取扱い) ① 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(「以下「感染対策委員会」)について。	<ul style="list-style-type: none"> ・構成:幅広い職種 ・構成メンバーの責務、役割分担 ・感染対策担当者:担当職種は。(看護師であることが望ましい) ・概ね3月に1回以上の定期開催及び流行時期に応じた随時開催 ・設置・運営:他の委員会と独立した設置・運営であるか。(事故発生防止委員会との一体的な設置・運営は差し支えない) ・施設外委員の活用:活用の有無。(施設外の感染管理等の専門家を積極的に活用することが望ましい。) 	
・貴施設の感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会について。	<ul style="list-style-type: none"> ・構成メンバーの職種:(施設長(管理者)・事務長・医師・看護職員・介護職員・栄養士・生活相談員・その他()) ・構成メンバーの責務: ・構成メンバーの役割分担: ・感染対策担当者氏名: ・感染対策担当者職種: ・定期開催予定月:(・ ・)月 ・流行時期に随時開催:(・)月 ・設置、運営:(・他の委員会と一体的 ・独立) ・施設外委員の活用の有無:(・有 ・無) ・介護職員その他の職員への結果の周知の有無:(・有 ・無) 	

点検事項	点検結果(有・無)	レ点
【指定介護老人福祉施設基準省令第27条第2項第2号】	【内容】当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。	
(具体的取扱い) ② 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針	<p>・平常時と発生時の対応を規定すること。</p> <p>【平常時対策】</p> <p>・施設内の衛生管理(環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等)</p> <p>・日常のケアにかかる感染対策(標準的な予防策(例)血液・体液・分泌液・排泄物(便)などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするか等の取り決め)、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目)等。</p> <p>【発生時の対策】</p> <p>・発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における施設関係課等関係機関との連携、医療処置、行政への報告、施設内連絡体制や関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくこと。</p>	
・貴施設の感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針について。	<p>【平常時対策】</p> <p>・施設内の衛生管理(環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等):対応方法等()</p>	
・貴施設の感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針について。	<p>・日常のケアにかかる感染対策(標準的な予防策(例)血液・体液・分泌液・排泄物(便)などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするか等の取り決め) (取り決め内容)</p> <p>・手洗いの基本:(・周知できている。 ・周知できていない。)</p> <p>・早期発見のための日常の観察項目) (観察項目内容)</p> <p>【発生時の対策】</p> <p>・発生状況の把握(・有 ・無)</p> <p>・感染拡大の防止 (・有 ・無)</p> <p>・医療機関や保健所、市町村における施設関係課等関係機関との連携(・有 ・無)</p> <p>・医療処置(・有 ・無)</p> <p>・行政への報告(・有 ・無)</p> <p>・施設内連絡体制や関係機関への連絡体制の整備の有無。 (・有 ・無)</p>	
【指定介護老人福祉施設基準省令第27条第2項第3号】	【内容】当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的を実施すること。	
(具体的取扱い) ③ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修	<p>・感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発する。当該施設における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うこと。</p> <p>・当該施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育(年2回以上)を開催し、新規採用時には、必ず感染対策研修を実施すること。</p> <p>・研修の実施内容は記録すること。</p> <p>・研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えないこと。</p> <p>・調理や掃除などの業務を委託する場合には、委託業者にも指針を周知すること。</p>	

点検事項	点検結果(有・無)	レ点
<p>(具体的取扱い)</p> <p>④ 厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。(平成18年3月31日厚生労働省告示第268号)</p>	<p>・施設は、入所予定者の感染症に関する事項も含めた健康状態を確認すること。その結果、感染症や既往があっても、一定の場合を除き、サービス提供を断る正当な理由には該当しない。</p> <p>・感染対策担当者は、介護職員その他の従業者に対し、当該感染症に関する知識、対応等について周知すること。</p>	
<p>【指定介護老人福祉施設基準省令第28条】</p>	<p>【内容】入所者の病状の急変に備えるための協力医療機関等の要件について定めたもので、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより要件を満たすこととしても差し支えない。</p>	
<p>①入所者の病状が急変した場合において医師または看護職員相談対応を行う体制を常時確保していますか。</p>	<p>・はい ・いいえ</p>	
<p>②入所者の急病に対応するため、診療を求めた場合に常時対応できる医療機関を確保していますか。</p>	<p>・はい ・いいえ</p>	
<p>③入所者の病状が急変し、医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診察を行い入院を要する場合、入所者の入院を原則として受け入れる体制がありますか。</p>	<p>・はい ・いいえ</p>	
<p>④ 1年に1回以上協力医療機関との間で、入所者の急変した場合の対応を確認していますか。また、協力医療機関の名称等を都道府県知事に届け出ていますか。</p>	<p>・はい ・いいえ</p>	
<p>⑤第二種協定指定医療機関との間で新興感染症の発生時の対応を取り決めるよう努めていますか。</p>	<p>・はい ・いいえ</p>	
<p>⑥ 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、当該施設との間で新興感染症発生時の対応について協議することとしていますか。</p>	<p>・はい ・いいえ</p>	
<p>⑦入所者が入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに入所させることができるように努めていますか。</p>	<p>・はい ・いいえ</p>	
<p>備考</p>		